

雇入れ助成金を申請される事業主の方へ

助成金の対象労働者の労働時間が基準を下回っていた場合等に遡って雇用保険資格が取り消されることがあります。

助成金の申請時に添付された賃金台帳、出勤簿等から以下の雇用保険資格取得要件を満たしていない可能性がある場合、各ハローワークの助成金担当部門（札幌圏【※】の事業所は雇用助成金さっぽろセンター）から雇用保険適用業務を担当する部門（札幌圏【※】の事業所は、管轄ハローワークの雇用保険適用課）に書類を回付し、雇用保険資格取得の可否を判断することとなりました。

【※】札幌圏：札幌市、北広島市、江別市、新篠津村、石狩市（浜益区を除く）及び当別町

主な雇用保険資格取得要件（一般被保険者、高年齢被保険者）

- ◎ 1週間の所定労働時間が20時間以上であること。
- ◎ 同一の事業主の適用事業に継続して31日以上雇用されることが見込まれること。

雇用保険資格取得要件を満たさない場合

- 遡って雇用保険資格が取り消されます。
- 雇入れ当初からの雇用保険資格取得を要件としている助成金（特定求職者雇用開発助成金・トライアル雇用助成金等）は支給要件を満たさなくなります。
 - ⇒ 申請中の助成金は取上げていただく（取下げ届の提出が必要）か、労働局において不支給決定を行うこととなります。
 - ⇒ 既支給の助成金がある場合は、本来受給できないこととなりますので、返還いただくこととなります。

※ 雇用保険資格取得の可否を判断するにあたり、ハローワークの雇用保険部門ら呼び出しを伴う聞き取りや、必要な調査を行うことがあります。